

日本学生支援機構奨学金 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 家計急変、緊急・応急採用の実施

以下の地域で災害救助法が適用されました。適用地域の世帯の学生で、奨学金を希望する者は、窓口まで申し出てください。

適用地域及び適用日 (※適用地域の詳細は、日本学生支援機構HPで確認すること)

災害救助法適用地域	適用日	災害
【島根県】松江市	4月1日	令和3年島根県松江市における大規模火災に係る災害

＊上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱う。

家計急変の事由及び証明書類【家計急変採用(給付奨学金)】

家計急変の事由	証明書類
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～Cのいずれかに該当(日本学生支援機構HP参照) ② 被災により生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難等世帯収入を大きく減少させる事由発生	罹災証明書 (事情書は提出不要)

貸与始期及び貸与終期【緊急・応急採用(貸与奨学金)】

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2021年4月以降で希望する月	原則として 2022年3月まで(※)
応急採用 (第二種奨学金)	2021年4月以降で希望する月	修業年限の終了月まで

※翌年度以降も第一種奨学金が必要と認められる場合は、「緊急採用継続願」を年度末ごとに繰り返し提出することにより、修業年限の終了月まで延長可能。

＊学生生活支援グループ他、医・創造工・農学部の学生係・学務係でも、取り次ぎ可能。

令和3年4月8日 学生生活支援グループ